

行政手続法

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 申請に対する処分（第五条—第十二条）
第三章 不利益処分（第十三条—第十四条）
第四章 行政指導（第三十二条—第三十六条）
第五章 届出（第三十七条）
第六章 意見公募手続等（第三十八条—第四十条）
第七章 総則（第四十一条）
附則（第四十六条）

- 第一条 この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。）の向上を図り、もつて国民の権利利益の保護に資することを目的とする。
二 処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に關してこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。（定義）
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 法令（法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう。）
二 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に當たる行為をいう。）
三 申請（法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であつて、当該行為に對して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの）をいう。

四 不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいふ。以下同じ。） ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについての法令の定めに従つて判断するために必要な基準をいう。以下同じ。） 二 行政指導指針（同一の行政目的を實現するため一定の条件に該当する複数の者に対する行政指導をしようとするときにこれらの行政指導と共に通じてその内容となるべき事項をいう。以下同じ。） （適用除外） 三 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章の一までの規定は、適用しない。 一 国会の両院若しくは議会の議決によってされる処分 二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分 三 国会の両院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分 四 檢査官会議で決すべきものとされている処分及び会計検査の際にされる行政指導 五 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導 六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、國税局若しくは税務署の当該職員、税関長、税関職員又は徵税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）がする処分及び行政指導 七 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するため、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に對してされる処分及び行政指導 八 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院又は少年鑑別所について定める命令等	四 不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいふ。以下同じ。） ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについての法令の定めに従つて判断するために必要な基準をいう。以下同じ。） 二 行政指導指針（同一の行政目的を實現するため一定の条件に該当する複数の者に対する行政指導をしようとするときにこれらの行政指導と共に通じてその内容となるべき事項をいう。以下同じ。） （適用除外） 三 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章の一までの規定は、適用しない。 一 国会の両院若しくは議会の議決によってされる処分 二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分 三 国会の両院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分 四 檢査官会議で決すべきものとされている処分及び会計検査の際にされる行政指導 五 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導 六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、國税局若しくは税務署の当該職員、税関長、税関職員又は徵税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）がする処分及び行政指導 七 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するため、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に對してされる処分及び行政指導 八 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院又は少年鑑別所について定める命令等
--	--

九 公務員（國家公務員法（昭和二十二年法律第二百六十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第一項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であつた者に対するその職務又は身分に関する处分及び行政指導 十 外国人の出入国、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十条の二第一項に規定する難民の認定、同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定又は帰化に関する処分及び行政指導 十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分 （適用除外） 十二 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分 十三 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関する事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられたその他の職員によっててされる処分及び行政指導 十四 報告又は物件の提出を命ずる処分その他のものに限る。）及び行政指導 十五 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関する事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられたその他の職員によっててされる処分及び行政指導 十六 前号に規定する処分の手續又は第三章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 十七 前号に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 十八 前号に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 十九 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等	九 公務員（國家公務員法（昭和二十二年法律第二百六十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第一項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であつた者に対するその職務又は身分に関する处分及び行政指導 十 外国人の出入国、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十条の二第一項に規定する難民の認定、同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定又は帰化に関する処分及び行政指導 十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分 （適用除外） 十二 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分 十三 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関する事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられたその他の職員によっててされる処分及び行政指導 十四 報告又は物件の提出を命ずる処分その他のものに限る。）及び行政指導 十五 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関する事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられたその他の職員によっててされる処分及び行政指導 十六 前号に規定する処分の手續又は第三章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 十七 前号に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 十八 前号に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 十九 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等
---	---

二十 外国人の出入国、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十条の二第一項に規定する難民の認定、同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定又は帰化に関する処分及び行政指導 二十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分 （適用除外） 二十二 恩赦に関する命令 二十三 命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則の手続その他の他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 二十四 法令の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則 二十五 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等	二十 外国人の出入国、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十条の二第一項に規定する難民の認定、同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定又は帰化に関する処分及び行政指導 二十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分 （適用除外） 二十二 恩赦に関する命令 二十三 命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則の手続その他の他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 二十四 法令の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則 二十五 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等
--	--

六 審査基準、処分基準又は行政指導指針であつて、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるもの以外のものである。第一項各号及び前項各号に掲げるもののか、地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）及び行政指導、地方公共団体の機関に対する届出（前項第七号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、次章から第六章までの規定は、適用しない。

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第四条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これららの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これららの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）については、この法律の規定は、適用しない。

2 次の各号のいずれかに該当する法人に対する処分であつて、当該法人の監督に関する法律の特別の規定に基づいてされるもの（当該法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又は当該法人の役員若しくは当該法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。）については、次章及び第三章の規定は、適用しない。

一 法律により直接に設立行為をもつて設立された法人

二 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、その行う業務が国又は地方公共団体の行政運営と密接な関連を有するものとして政令で定める法人

3 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合において、その指定を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又は職員その他の者が当該事務に従事することに関し公務に従事する職員とみなされるときは、その指定を受けた者に対し当該法律に基づいて当該事務に従事する者に對し当該法律に基づいて當該事務に従事することに關する處分（当該指

定を取り消す処分、その指定を受けた者が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる処分又はその指定を受けた者の当該事務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。）については、次章及び第三章の規定は、適用しない。

4 第六章の規定は、適用しない。

一 国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等

二 皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第二十六条の皇統譜について定める命令等

三 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める命令等

四 国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の国又は地方公共団体との契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める命令等を除く。）並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等（国又は地方公共団体が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払ひ、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める命令等であつて、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。）

五 会計検査について定める命令等

六 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十一章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他の国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等（第一項の規定によりこの法律の規定を適用しないこととされる処分に係る命令等を含む。）

七 第二項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等（これららの法人に対する処分であつて、これらの法人的解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又はこれらの法人の役員若しくはこれらの法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係る命令等を除く。）

（審査基準）

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとす

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たつては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならぬ。

4 第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならぬ。

（標準処理期間）

第五条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならぬ。

（複数の行政庁が関与する処分）

第六条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該申請者以外の者の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

（公聴会の開催等）

第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がなればならず、かつ、申請書の記載事項に不備がなすこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」といいう。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

（理由の提示）

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対する理由の提示

2 第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対する理由の提示

2 第九条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する者の解任を命ずる処分を除く。）については、次章及び第三章の規定は、適用しない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならぬ。

4 第十条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該申請者以外の者の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

（公聴会の開催等）

第十一条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた複数の申請が審査中であることをもつて自らべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしない。

（複数の行政庁が関与する処分）

第十二条 行政庁は、申請が同一の申請者からされた複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

（情報の提供）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないこととが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならぬ。

2 第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たつては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならぬ。

1 次のいずれかに該当するとき 聆聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略
五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

一から八まで 略
イからハまで 略

二 第八条の規定 (同条中國税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十四条の二(見出しを含む。)の改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定を除く。)並びに附則第四十条第二項及び第三項、第五条、第六条、第八条から第一百四十四条まで、第一百八十八条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十九条から第一百三十三条まで、第一百三十五条並びに第一百三十六条の規定

(政令への委任) 第百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任) 第三十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
一 第一条(入管法第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定を除く。)並びに附則第三

条、第二十六条及び第二十九条の規定、附則第三十一条中自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)附則第十六条の改正規定並びに附則第三十二条から第三十四条まで及び第三十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和五年六月一六日法律第六三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において

(政令への委任) 第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
一 第一条(入管法第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定を除く。)並びに附則第三